

<社会生活上の経験不足の不当な利用（好意の感情の不当な利用）>

問 13 好意の感情を不当に利用して締結された消費者契約の取消しを認めるのはなぜですか。どのような事例が救済されますか。

(答)

1. 消費者がその社会生活上の経験の乏しいことから^(注)、勧誘者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信しているという人間関係を、事業者が不当に利用するなどの行為により、望まぬ契約を締結させられるという消費者被害が発生しています。

(注)「社会生活上の経験が乏しい」という文言については、問9の解説を参照してください。

2. このような消費者被害の救済について、これまでは公序良俗違反による無効（民法第90条）や不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）といった一般的な規定に委ねられていましたが、これらの規定は要件が抽象的であり、どのような場合に適用されるかが、消費者にとって必ずしも明確ではなかった部分がありました。

3. そこで、消費者契約の特性を踏まえ、明確な要件を定めて、好意の感情を事業者が不当に利用した消費者契約の取消しを認める規定を消費者契約法に設けることとしました。

4. 具体的には、

- ・消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、
- ・勧誘者に恋愛感情等の好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信し、
- ・事業者がこれを知りながら、
- ・契約を締結しなければ関係が破綻する旨告げたときに、

取り消すことができることとするものです。

5. 例えば、以下のような事例が救済すべき事例として考えられます。

- ・男性から電話があり、何度か電話するうちに好きになり、思いを伝えた。男性から誘われ宝石展示場に行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない。」と言われて契約を締結した。